

令和 6 年 3 月 4 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 4 号	令和 6 年度草津市一般会計予算	
議第 5 号	令和 6 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	
議第 6 号	令和 6 年度草津市財産区特別会計予算	
議第 7 号	令和 6 年度草津市学校給食センター特別会計予算	
議第 8 号	令和 6 年度草津市介護保険事業特別会計予算	
議第 9 号	令和 6 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	
議第 10 号	令和 6 年度草津市水道事業会計予算	
議第 11 号	令和 6 年度草津市下水道事業会計予算	
議第 12 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案……………	2
議第 13 号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案……………	6
議第 14 号	草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案……………	8
議第 15 号	草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案……………	10
議第 16 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	13
議第 17 号	草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案……………	17
議第 18 号	草津市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例案……………	24
議第 19 号	草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案……………	26
議第 20 号	草津市営住宅条例の一部を改正する条例案……………	33
議第 21 号	草津市介護保険条例の一部を改正する条例案……………	37
議第 22 号	草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案……………	43
議第 23 号	草津市漁港等管理条例の一部を改正する条例案……………	99
議第 24 号	草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案……………	101
議第 25 号	市道路線の変更につき議決を求めることについて……………	103

議第 12 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草津市監査委員条例の一部改正)

第1条 草津市監査委員条例(昭和39年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、 第199条第6項および第7項、第235条 の2第2項、第242条第1項、 第243条 の2の8第3項 ならびに地方公営企業法(昭 和27年法律第292号。以下「公営企業法」 という。)第27条の2第1項および第34 条の規定による監査は請求または要求があ つた日から10日以内に着手しなければな らない。 第8条～第16条 《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、 第199条第6項および第7項、第235条 の2第2項、第242条第1項、 第243条 の2の2第3項 ならびに地方公営企業法(昭 和27年法律第292号。以下「公営企業法」 という。)第27条の2第1項および第34 条の規定による監査は請求または要求があ つた日から10日以内に着手しなければな らない。 第8条～第16条 《省略》

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年草津市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の7 (地方公営企業法(昭和 27年法律第292号)第34条において準 用する場合を含む。)の規定による職員の賠償 責任に基づく債務で昭和64年1月7日前に おける事由によるものは、将来に向かつて免 除する。	第1条～第2条 《省略》 (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2 (地方公営企業法(昭和27 年法律第292号)第34条において準用す る場合を含む。)の規定による職員の賠償責任 に基づく債務で昭和64年1月7日前におけ る事由によるものは、将来に向かつて免除す る。

(草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年草津市条例第4号)の一

部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員（<u>同法第243条の2の8第3項</u>）の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 《現行どおり》	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員（<u>同法第243条の2の2第3項</u>）の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 《省略》

(草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年草津市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に	第1条～第4条 《省略》 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除につい

改正後	改正前
については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１００千円以上である場合とする。 第６条～第８条　《現行どおり》	ては、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１００千円以上である場合とする。 第６条～第８条　《省略》

付 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議第 13 号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成 25 年草津市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》			第 1 条～第 4 条 《省略》		
別表第 1 《現行どおり》			別表第 1 《省略》		
別表第 2（第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項関係）			別表第 2（第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項関係）		
名称	担任意務	定数	名称	担任意務	定数
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市読書のまち推進計画審議会	草津市読書のまち推進計画の策定および読書のまち推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15 人以内	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
別表第 3～別表第 4 《現行どおり》			別表第 3～別表第 4 《省略》		

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 14 号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
の一部を改正する条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年
草津市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （定義） 第2条 《現行どおり》 （1）～（6） 《現行どおり》 <u>（7） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（8） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> 第3条 《現行どおり》 （個人番号の利用に係る事務） 第4条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 《現行どおり》 第5条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	第1条 《省略》 （定義） 第2条 《省略》 （1）～（6） 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第3条 《省略》 （個人番号の利用に係る事務） 第4条 《省略》 2 《省略》 3 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 《省略》 第5条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》

付 則

この条例は、公布の日または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 15 号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与および費用弁償の種類) 第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）にあつては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当（1号職員にあつては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。）、期末手当、<u>勤勉手当</u>、退職手当および旅費（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）とする。 第3条～第10条 《現行どおり》 (期末手当) 第11条 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。<u>次条において同じ。</u>)の期末手当は、常勤職員の例により支給する。 (勤勉手当) 第11条の2 会計年度任用職員の勤勉手当は、常勤職員の例により支給する。 第12条～第16条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第1条 《省略》 (給与および費用弁償の種類) 第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）にあつては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当（1号職員にあつては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。）、期末手当、退職手当および旅費（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）とする。 第3条～第10条 《省略》 (期末手当) 第11条 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)の期末手当は、常勤職員の例により支給する。 《改正後に新設》 第12条～第16条 《省略》 別表 《省略》

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第19条の2 《現行どおり》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および <u>第14条の2から第14条の3までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u> 2 《現行どおり》 第21条～第22条 《現行どおり》	第1条～第19条の2 《省略》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および <u>第14条から第14条の3までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u> 2 《省略》 第21条～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 《現行どおり》 2 草津市職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 第8条～第27条 《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 《省略》 2 草津市職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 第8条～第27条 《省略》

議第 16 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前								
第１条～第１０条 《現行どおり》 別表（第２条関係） １～１３ 《現行どおり》 １４ 《現行どおり》 （１） 《現行どおり》 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 １～２ 《現行どおり》 ３ 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の <u>模様替</u> をし、またはその用途を変更する場合（この表の備考 <u>４</u> に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、 <u>模様替</u> または用途の変更に係る部分の床面積の２分の１ ４ 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の <u>模様替</u> をし、またはその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１ （２）～（３） 《現行どおり》 （４） 《現行どおり》 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成２７年法律第５３号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第１８条第１６項の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	第１条～第１０条 《省略》 別表（第２条関係） １～１３ 《省略》 １４ 《省略》 （１） 《省略》 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 《省略》 １～２ 《省略》 ３ 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の <u>模様替え</u> をし、またはその用途を変更する場合（この表の備考 <u>第４号</u> に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、 <u>模様替え</u> または用途の変更に係る部分の床面積の２分の１ ４ 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の <u>模様替え</u> をし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１ （２）～（３） 《省略》 （４） 《省略》 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成２７年法律第５３号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第１８条第１６項の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》								
《現行どおり》	《現行どおり》								
《省略》	《省略》								
《省略》	《省略》								

改正後	改正前				
模の<u>模様替</u>をした場合にあつては当該移転、修繕または<u>模様替</u>に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 イ 《現行どおり》 (5)～(6) 《現行どおり》 (7) 《現行どおり》 ア 《現行どおり》 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の<u>模様替</u>をした場合にあつては当該移転、修繕または<u>模様替</u>に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 イ 《現行どおり》 (8)～(51)の4 《現行どおり》 (52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき27,000円 (52)の2 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき27,000円 (53)～(58) 《現行どおり》 15～29 《現行どおり》 30 家族等から十分な支援を受けられない	《現行どおり》	《現行どおり》	模の<u>模様替え</u>をした場合にあつては当該移転、修繕または<u>模様替え</u>に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 イ 《省略》 (5)～(6) 《省略》 (7) 《省略》 ア 《省略》 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の<u>模様替え</u>をした場合にあつては当該移転、修繕または<u>模様替え</u>に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 イ 《省略》 (8)～(51)の4 《省略》 《改正後に新設》 (52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき27,000円 (53)～(58) 《省略》 15～29 《省略》 30 家族等から十分な支援を受けられない	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》				
《省略》	《省略》				

改正後	改正前
場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して<u>1年</u>を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して<u>1年</u>を経過する日の前日まで）の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。 (1)～(2) 《現行どおり》 3 1～4 6 《現行どおり》 4 7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (4)～(10) 《現行どおり》 4 8～4 9 《現行どおり》	場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して<u>4月</u>を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して<u>4月</u>を経過する日の前日まで）の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。 (1)～(2) 《省略》 3 1～4 6 《省略》 4 7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。 (1)～(2) 《省略》 (3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (4)～(10) 《省略》 4 8～4 9 《省略》

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 17 号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例（昭和 5 3 年草津市条例第 3 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、乳幼児、小中学生および高校生等、<u>障害者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 （3） <u>障害者（児）</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～ウ 《現行どおり》 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当するもの オ 《現行どおり》 カ <u>その他</u>市長が特に必要と認める者 （4）～（9） 《現行どおり》 （10） 助成対象者 市内に居住する乳幼児、小中学生および高校生等、<u>障害者（児）</u>（本市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、滋賀県内の他の市町から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次のいずれかに該当する者を除く。））であつて、当該<u>障害者（児）</u>ま	（目的） 第 1 条 この条例は、乳幼児、小中学生および高校生等、<u>心身障害者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 《省略》 （1）～（2） 《省略》 （3） <u>心身障害者（児）</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～ウ 《省略》 《改正後に新設》 エ 《省略》 オ <u>ア、イ、ウおよびエに定める者のほか、</u>市長が特に必要と認める者 （4）～（9） 《省略》 （10） 助成対象者 市内に居住する乳幼児、小中学生および高校生等、<u>心身障害者（児）</u>（本市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、滋賀県内の他の市町から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次のいずれかに該当する者を除く。））であつて、当該<u>心身障害者</u>

改正後	改正前
たは当該障害者（児）の扶養義務者等（配偶者または民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうち主として当該障害者（児）の生計を維持するものをいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものを除く。）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）をいう。 ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するものを除く。） イ 《現行どおり》 ウ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度（身体障害者福祉法第15条第4項の	<u>（児）</u>または当該心身障害者（児）の扶養義務者等（配偶者または民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうち主として当該心身障害者（児）の生計を維持するものをいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものを除く。）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）をいう。 ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者を除く。） イ 《省略》 ウ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度（身体障害者福祉法第15条第4項の

改正後	改正前
規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの<u>および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するものを除く。</u>) または軽度と判定された者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級に該当するもの オ 《現行どおり》 (11) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、小中学生および高校生等または<u>障害者(児)</u>を現に監護しているものをいう。 (12) 《現行どおり》 (住所地特例) 第2条の2 次に掲げる<u>障害者(児)</u>(前条第10号アからオまでのいずれかに該当する者を除く。)であつて、当該<u>障害者(児)</u>または当該<u>障害者(児)</u>の扶養義務者等の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。)が規則で定める額を超えないものは、前条第10号に規定する助成対象者とみなす。 (1) 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる<u>障害者(児)</u>(当該障害	規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するものを除く。)または軽度と判定された者 《改正後に新設》 エ 《省略》 (11) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、小中学生および高校生等または<u>心身障害者(児)</u>を現に監護しているものをいう。 (12) 《省略》 (住所地特例) 第2条の2 次に掲げる<u>心身障害者(児)</u>(前条第10号アからエまでのいずれかに該当する者を除く。)であつて、当該<u>心身障害者(児)</u>または当該<u>心身障害者(児)</u>の扶養義務者等の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。)が規則で定める額を超えないものは、前条第10号に規定する助成対象者とみなす。 (1) 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる<u>心身障害者(児)</u>(当該

改正後	改正前
<u>者（児）</u>が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。）。ただし、当該<u>障害者（児）</u>に扶養義務者等がある場合にあつては、当該扶養義務者等が本市の区域内に住所を有するときに限る。 (2) 滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する<u>障害者（児）</u>の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の当該<u>障害者（児）</u> 第2条の3 《現行どおり》 (助成の範囲) 第3条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) <u>障害者（児）</u>（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）、母子家庭の母等および児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）、父子家庭の父等および児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）またはひとり暮らし寡婦で、<u>障害者（児）</u>、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦（以下「<u>障害者（児）</u>等」という。）、<u>障害者（児）</u>等の配偶者または<u>障害者（児）</u>等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該<u>障害者（児）</u>等の生計を維持するもののうちに、地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている者がいるものに係る医療費については、前項で算出した額から別表に定め	<u>心身障害者（児）</u>が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。）。ただし、当該<u>心身障害者（児）</u>に扶養義務者等がある場合にあつては、当該扶養義務者等が本市の区域内に住所を有するときに限る。 (2) 滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する<u>心身障害者（児）</u>の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の当該<u>心身障害者（児）</u> 第2条の3 《省略》 (助成の範囲) 第3条 《省略》 2 《省略》 (1) <u>心身障害者（児）</u>（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）、母子家庭の母等および児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）、父子家庭の父等および児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者を除く。）またはひとり暮らし寡婦で、<u>心身障害者（児）</u>、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦（以下「<u>心身障害者（児）</u>等」という。）、<u>心身障害者（児）</u>等の配偶者または<u>心身障害者（児）</u>等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該<u>心身障害者（児）</u>等の生計を維持するもののうちに、地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている者がいるものに係る医療費については、前項で算

改正後	改正前
る金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。 (2) 小中学生および高校生等の通院に係る医療費ならびに<u>障害者（児）</u>であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者、母子家庭の児童であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者または父子家庭の児童であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者で、母子家庭の母等およびその配偶者、父子家庭の父等およびその配偶者または<u>障害者（児）</u>等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該<u>障害者（児）</u>等の生計を維持するもののうちに、地方税法による市町村民税を課せられている者がいるものの通院に係る医療費については、前項で算出した額から自己負担金を控除した額を福祉医療費として助成する。 (3) 《現行どおり》 3～5 《現行どおり》 第4条～第6条 《現行どおり》 （自己負担金等の支払） 第7条 保険医療機関等において医療の給付を受ける第3条第2項第1号に規定する<u>障害者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦については、別表に定める金額を自己負担金として当該保険医療機関等に支払うものとする。 2 保険医療機関等において医療の給付を受ける第3条第2項第2号に規定する小中学生および高校生等、<u>障害者（児）</u>、母子家庭	出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。 (2) 小中学生および高校生等の通院に係る医療費ならびに<u>心身障害者（児）</u>であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者、母子家庭の児童であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者または父子家庭の児童であつて6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者で、母子家庭の母等およびその配偶者、父子家庭の父等およびその配偶者または<u>心身障害者（児）</u>等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該<u>心身障害者（児）</u>等の生計を維持するもののうちに、地方税法による市町村民税を課せられている者がいるものの通院に係る医療費については、前項で算出した額から自己負担金を控除した額を福祉医療費として助成する。 (3) 《省略》 3～5 《省略》 第4条～第6条 《省略》 （自己負担金等の支払） 第7条 保険医療機関等において医療の給付を受ける第3条第2項第1号に規定する<u>心身障害者（児）</u>、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦については、別表に定める金額を自己負担金として当該保険医療機関等に支払うものとする。 2 保険医療機関等において医療の給付を受ける第3条第2項第2号に規定する小中学生および高校生等、<u>心身障害者（児）</u>、母子

改正後	改正前
の児童ならびに父子家庭の児童については、通院に係る医療に要する費用について、別表に定める金額を自己負担金として当該保険医療機関等に支払うものとする。 3 《現行どおり》 (助成の期間) 第8条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 <u>障害者(児)</u> についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなつた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日とする。 4 《現行どおり》 第9条～第12条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	家庭の児童ならびに父子家庭の児童については、通院に係る医療に要する費用について、別表に定める金額を自己負担金として当該保険医療機関等に支払うものとする。 3 《省略》 (助成の期間) 第8条 《省略》 2 《省略》 3 <u>心身障害者(児)</u> についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなつた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日とする。 4 《省略》 第9条～第12条 《省略》 別表 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 18 号

草津市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

草津市青少年問題協議会設置条例（昭和３６年草津市条例第２号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和６年６月１日から施行する。

議第 19 号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 《現行どおり》 第4章 雑則（第53条） 付則 第1条～第4条 《現行どおり》 （内容および手続の説明および同意） 第5条 《現行どおり》 《改正前を削る》	目次 第1章～第3章 《省略》 《改正後に新設》 付則 第1条～第4条 《省略》 （内容および手続の説明および同意） 第5条 《省略》 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計

改正後	改正前
《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <u>3</u> 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 <u>4</u> 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>5</u> 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 <u>6</u> 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定によ

改正後	改正前
第6条～第22条 《現行どおり》 (<u>揭示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> 第24条～第37条 《現行どおり》 (内容および手続の説明および同意) 第38条 《現行どおり》 《改正前を削る》 第39条～第52条 《現行どおり》 <u>第4章 雑則</u> (電磁的記録等) <u>第53条</u> 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者または特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理	る承諾をした場合は、この限りでない。 第6条～第22条 《省略》 (<u>揭示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項<u>を揭示しなければならない。</u> 第24条～第37条 《省略》 (内容および手続の説明および同意) 第38条 《省略》 <u>2</u> 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 第39条～第52条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者または施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付または提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイル	

改正後	改正前
に当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および	

改正後	改正前
「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２３条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

議第 20 号

草津市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市営住宅条例の一部を改正する条例

草津市営住宅条例（平成9年草津市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 （入居者の資格） 第6条 《現行どおり》 （1） 《現行どおり》 （2） 市内に住所を有する者または勤務場所を有する者（規則で定める地域から通勤する者に限る。）であること。 （3） 《現行どおり》 ア 同居者に18歳以下の者がある場合 または入居者もしくは同居者が妊娠している場合 259,000円 イ～ウ 《現行どおり》 エ 入居者および同居者のいずれもが60歳以上の者である場合 214,000円 《改正前を削る》 オ～カ 《現行どおり》 （4）～（6） 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 （5） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまでのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護または配偶者暴力防止	第1条～第5条 《省略》 （入居者の資格） 第6条 《省略》 （1） 《省略》 （2） 市内に住所または勤務場所を有する者であること。 （3） 《省略》 《改正後に新設》 ア～イ 《省略》 ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合 214,000円 エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円 オ～カ 《省略》 （4）～（6） 《省略》 2 《省略》 （1）～（4） 《省略》 （5） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でアまたはイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

改正後	改正前
<u>等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 <u>または第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの ウ 婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他これに類する書類の交付を受けた者 3 《現行どおり》 第7条～第8条 《現行どおり》 (入居者の選考) 第9条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 市長は、第1項に規定する者のうち、<u>次に掲げる者について、規則に定めるところにより公開抽選において優遇することができる。</u> (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)のない者で、現に同居し、または同居しようとする18歳以下の子を扶養しているもの (2) 現に同居し、または同居しようとする18歳以下の子を3人以上扶養している者	イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 《改正後に新設》 3 《省略》 第7条～第8条 《省略》 (入居者の選考) 第9条 《省略》 2～3 《省略》 4 市長は、第1項に規定する者のうち、<u>20歳未満の子を扶養している寡婦もしくは寡夫、引揚者、老人、心身障害者、配偶者からの暴力を受けた者または市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としているものについては、規則に定めるところにより公開抽選において優遇し、または前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>(3)</u> 現に同居し、もしくは同居しようとする18歳以下の子を扶養している者(前2号に掲げる者を除く。)または入居者もしくは同居者が妊娠している者 <u>(4)</u> 入居者および同居者のいずれもが60歳以上の者 <u>(5)</u> 入居者または同居者がアからエまでのいずれかに該当する者 ア 第6条第1項第3号イ(ア)、(イ)、(ウ)または(エ)に該当する者 イ 第6条第2項第2号に該当する者 ウ 第6条第2項第5号に該当する者 エ 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると市長が認めるもの <u>5</u> 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者について、割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) 現に同居し、もしくは同居しようとする中学生以下の子を扶養している者または入居者もしくは同居者が妊娠している者 (2) 入居者または同居者が日常的に車椅子を使用している者 (入居補欠者) 第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。 2～3 《現行どおり》 第11条～第61条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (入居補欠者) 第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、<u>住戸ごとに</u>補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。 2～3 《省略》 第11条～第61条 《省略》 別表 《省略》

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 21 号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護保険条例の一部を改正する条例

草津市介護保険条例（平成１２年草津市条例第１０号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第７条の４　《現行どおり》 （保険料率） 第８条　<u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　令<u>第３８条第１項第１号</u>に掲げる者 <u>３５，５００円</u> (2)　令<u>第３８条第１項第２号</u>に掲げる者 <u>５３，４００円</u> (3)　令<u>第３８条第１項第３号</u>に掲げる者 <u>５３，８００円</u> (4)　令<u>第３８条第１項第４号</u>に掲げる者 <u>７０，２００円</u> (5)　令<u>第３８条第１項第５号</u>に掲げる者 <u>７８，０００円</u> (6)　令<u>第３８条第１項第６号</u>に掲げる者 <u>９３，６００円</u>	第１条～第７条の４　《省略》 （保険料率） 第８条　<u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　令<u>第３９条第１項第１号</u>に掲げる者 <u>３９，０００円</u> (2)　令<u>第３９条第１項第２号</u>に掲げる者 <u>５８，５００円</u> (3)　令<u>第３９条第１項第３号</u>に掲げる者 <u>５８，５００円</u> (4)　令<u>第３９条第１項第４号</u>に掲げる者 <u>６６，３００円</u> (5)　令<u>第３９条第１項第５号</u>に掲げる者 <u>７８，０００円</u> (6)　次のいずれかに該当する者　<u>８５，８００円</u> ア　<u>地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項もしくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項または第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には０とする。以下同じ。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当</u>

改正後	改正前
(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>101,400円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>117,000円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>132,600円</u>	<u>しないもの</u> イ <u>要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）</u> (7) <u>次のいずれかに該当する者 97,500円</u> ア <u>合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）</u> (8) <u>次のいずれかに該当する者 117,000円</u> ア <u>合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）</u> (9) <u>次のいずれかに該当する者 124,800円</u>

改正後	改正前
(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 148,200円</u> (11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 163,800円</u> (12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 179,400円</u> (13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円</u> 2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度</u>	<u>ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イまたは第11号イに該当する者を除く。） (10) <u>次のいずれかに該当する者 132,600円</u> <u>ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</u> (11) <u>次のいずれかに該当する者 140,400円</u> <u>ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）</u>） (12) <u>前各号のいずれにも該当しない者 148,200円</u> 《改正後に新設》 2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当</u>

改正後	改正前
<u>から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,200円とする。</u> 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の<u>減額賦課</u>に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,200円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の<u>減額賦課</u>に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,200円</u>」とあるのは、「<u>53,400円</u>」と読み替えるものとする。 第9条 《現行どおり》 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第10条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条</u>第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロまたは第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と<u>当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として</u>月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	<u>する者の令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。</u> 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の<u>軽減賦課</u>に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>39,000円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の<u>軽減賦課</u>に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>54,600円</u>」と読み替えるものとする。 第9条 《省略》 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第10条 《省略》 2 《省略》 3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条</u>第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ<u>もしくは第5号ロまたはこの条例第8条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イもしくは第11号イに掲げる者（以下この項において「被保護者等」という。）</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、<u>被保護者等に</u>該当するに至った日の属する月の前月まで、<u>月割りにより算定した保険料の額と、当該被保護者等に</u>該当するに至った日の属する月から、<u>当該被保護者等の区分に応じ、それぞれ同条各号で定める保険料率を基に</u>月割りにより算定し

改正後	改正前
4 《現行どおり》 第11条～第16条 《現行どおり》 (利用料を徴収する地域支援事業) 第17条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該サービスを受けた第1号被保険者が当該サービスのあった日の属する年度(当該サービスのあった日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されていない者または市の条例で定めるところにより当該市民税を免除された者である場合 (3) 《現行どおり》 第18条～第24条 《現行どおり》	た保険料の額の合算額とする。 4 《省略》 第11条～第16条 《省略》 (利用料を徴収する地域支援事業) 第17条 《省略》 2～3 《省略》 4 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該サービスを受けた第1号被保険者が当該サービスのあった日の属する年度(当該サービスのあった日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されていない者または市の条例で定めるところにより当該市民税を免除された者である場合 (3) 《省略》 第18条～第24条 《省略》

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 22 号

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年草津市条例第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項および第85条において同じ。) (6)～(10) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (11) 《現行どおり》 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問	第1条～第6条 《省略》 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 《省略》 2～4 《省略》 5 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項および第85条において同じ。) (6)～(10) 《省略》 (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。) (12) 《省略》 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービスまたは同一施設内にある指定訪問介護

改正後	改正前
介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 《現行どおり》 (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第9条～第24条 《現行どおり》 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 《現行どおり》 (1)～(7) 《現行どおり》 <u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(10)～(11) 《現行どおり》</u> 第26条～第34条 《現行どおり》 (揭示) 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者	事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 《省略》 (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第9条～第24条 《省略》 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 《省略》 (1)～(7) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>(8)～(9) 《省略》</u> 第26条～第34条 《省略》 (揭示) 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者

改正後	改正前
のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第36条～第42条 《現行どおり》 (記録の整備) 第43条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)～(4) 《現行どおり》 (5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (6) 第29条の規定による市への通知に係る記録 (7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (8) 第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第44条～第47条 《現行どおり》 (訪問介護員等の員数) 第48条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型	のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 《改正後に新設》 第36条～第42条 《省略》 (記録の整備) 第43条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 (5) 第29条に規定する市への通知に係る記録 (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第44条～第47条 《省略》 (訪問介護員等の員数) 第48条 《省略》 2 《省略》 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問

改正後	改正前
<u>訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 《現行どおり》 (1)～(10) 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>(11)</u> 《現行どおり》 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 《現行どおり》 (管理者) 第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務または他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービス	<u>介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 《省略》 (1)～(10) 《省略》 <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12)</u> 《省略》 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 《省略》 (管理者) 第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務または<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレ

改正後	改正前
を実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 第50条～第51条 《現行どおり》 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第52条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 <u>（5） 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（7）～（9） 《現行どおり》</u> 第53条～第58条 《現行どおり》 （記録の整備） 第59条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1） 《現行どおり》 （2） 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>（3） 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>（4） 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>（5） 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u>	ーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 第50条～第51条 《省略》 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第52条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>（5）～（7） 《省略》</u> 第53条～第58条 《省略》 （記録の整備） 第59条 《省略》 2 《省略》 （1） 《省略》 （2） 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 《改正後に新設》 <u>（3） 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>（4） 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u>

改正後	改正前
<u>(6)</u> 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第60条～第60条の3 《現行どおり》 (管理者) 第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第60条の5～第60条の8 《現行どおり》 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第60条の9 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 <u>(6)</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 <u>(7)～(8)</u> 《現行どおり》 第60条の10～第60条の18 《現行どおり》 (記録の整備) 第60条の19 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービス	<u>(5)</u> 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第60条～第60条の3 《省略》 (管理者) 第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第60条の5～第60条の8 《省略》 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第60条の9 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>(5)～(6)</u> 《省略》 第60条の10～第60条の18 《省略》 (記録の整備) 第60条の19 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの

改正後	改正前
の内容等の記録 <u>(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 前条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(7) 《現行どおり》</u> 第60条の20～第60条の20の2 《現行どおり》 (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条および第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項ならびに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に	内容等の記録 《改正後に新設》 <u>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 前条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(6) 《省略》</u> 第60条の20～第60条の20の2 《省略》 (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条および第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項ならびに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に

改正後	改正前
掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。 第60条の21～第60条の23　《現行どおり》 （管理者） 第60条の24　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3　《現行どおり》 第60条の25～第60条の29　《現行どおり》 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第60条の30　《現行どおり》 （1）～（2）　《現行どおり》 <u>（3） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命</u>	掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。 第60条の21～第60条の23　《省略》 （管理者） 第60条の24　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3　《省略》 第60条の25～第60条の29　《省略》 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第60条の30　《省略》 （1）～（2）　《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (5)～(7) 《現行どおり》 第60条の31～第60条の36 《現行どおり》 (記録の整備) 第60条の37 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第60条の18第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《現行どおり》 第60条の38～第62条 《現行どおり》 (管理者) 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型	《改正後に新設》 (3)～(5) 《省略》 第60条の31～第60条の36 《省略》 (記録の整備) 第60条の37 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 《改正後に新設》 (4) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第60条の18第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《省略》 第60条の38～第62条 《省略》 (管理者) 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型

改正後	改正前
指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《現行どおり》 第64条～第65条 《現行どおり》 (利用定員等) 第66条 《現行どおり》 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する</u>指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項および第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該	指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《省略》 第64条～第65条 《省略》 (利用定員等) 第66条 《省略》 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項および第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該

改正後	改正前
共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 《現行どおり》 第68条～第70条 《現行どおり》 (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第71条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 <u>(6)</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 <u>(7)～(8)</u> 《現行どおり》 (認知症対応型通所介護計画の作成) 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条または第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 《現行どおり》	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 《省略》 第68条～第70条 《省略》 (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第71条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>(5)～(6)</u> 《省略》 (認知症対応型通所介護計画の作成) 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条または第67条の管理者をいう。以下この条<u>および次条</u>において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 《省略》

改正後			改正前		
第73条～第79条 《現行どおり》 (記録の整備)			第73条～第79条 《省略》 (記録の整備)		
第80条 《現行どおり》			第80条 《省略》		
2 《現行どおり》			2 《省略》		
(1) 《現行どおり》			(1) 《省略》		
(2) 次条において準用する第21条第2項 の規定による提供した具体的なサービス の内容等の記録			(2) 次条において準用する第21条第2項 <u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの 内容等の記録		
(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録			《改正後に新設》		
(4) 次条において準用する第29条の規定 による市への通知に係る記録			(3) 次条において準用する第29条 <u>に規定する</u> 市への通知に係る記録		
(5) 次条において準用する第39条第2項 の規定による苦情の内容等の記録			(4) 次条において準用する第39条第2項 <u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録		
(6) 次条において準用する第60条の17 第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録			(5) 次条において準用する第60条の17 第2項 <u>に規定する</u> 報告、評価、要望、助言等の記録		
(7) 次条において準用する第60条の1 第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録			(6) 次条において準用する第60条の18 第2項 <u>に規定する</u> 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録		
第81条～第82条 《現行どおり》 (従業者の員数等)			第81条～第82条 《省略》 (従業者の員数等)		
第83条 《現行どおり》			第83条 《省略》		
2～5 《現行どおり》			2～5 《省略》		
6 《現行どおり》			6 《省略》		
《現行どおり》	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護	《現行どおり》	《省略》	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療</u>	《省略》

改正後			改正前		
	医療院			養型医療施設 (医療法(昭和 23年法律第 205号)第7 条第2項第4 号に規定する 療養病床を有 する診療所で あるものに限 る。)または介 護医療院	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
7～13 《現行どおり》 (管理者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または <u>他の事業所、施設等の職務</u> に従事することができるものとする。			7～13 《省略》 (管理者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者または指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）もしくは法第105条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の業務（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に</u>		

改正後	改正前
2 《現行どおり》 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、第193条第3項および第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第85条～第92条 《現行どおり》 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第93条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 （5） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 （6） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者	従事することができるものとする。 2 《省略》 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条および第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第85条～第92条 《省略》 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第93条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 （5） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 （6） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 《改正後に新設》

改正後	改正前
は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 <u>(8)～(9)</u> 《現行どおり》 第94条～第107条 《現行どおり》 （利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） <u>第107条の2</u> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 （記録の整備） 第108条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第93条第6号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の	<u>(7)～(8)</u> 《省略》 第94条～第107条 《省略》 《改正後に新設》 （記録の整備） 第108条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第93条第6号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心

改正後	改正前
心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《現行どおり》 第109条～第111条 《現行どおり》 (管理者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3 《現行どおり》 第113条～第121条 《現行どおり》 (管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第123条～第125条 《現行どおり》	身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《省略》 第109条～第111条 《省略》 (管理者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。 2～3 《省略》 第113条～第121条 《省略》 (管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第123条～第125条 《省略》

改正後	改正前
(協力医療機関等) 第126条 《現行どおり》 <u>2</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 <u>3</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 <u>4</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 <u>5</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 <u>6</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、	(協力医療機関等) 第126条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 <u>7～8</u> 《現行どおり》 第127条 《現行どおり》 (記録の整備) 第128条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第116条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第118条第6項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《現行どおり》 (準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、<u>第105条および第107条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に	<u>2～3</u> 《省略》 第127条 《省略》 (記録の整備) 第128条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第116条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第118条第6項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《省略》 (準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条<u>および第105条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同

改正後	改正前
関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項ならびに第４１条の２第１号および第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号および第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第１３０条 《現行どおり》 （従業者の員数） 第１３１条 《現行どおり》 ２～６ 《現行どおり》 ７ 《現行どおり》 （１） 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>（２）</u> 《現行どおり》 ８～１０ 《現行どおり》 <u>１１</u> 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、当該規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。 （１） 第１５０条において準用する第１０７条の２に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。	項、第３３条の２第２項、第３５条第１項ならびに第４１条の２第１号および第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号および第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第１３０条 《省略》 （従業者の員数） 第１３１条 《省略》 ２～６ 《省略》 ７ 《省略》 （１） 《省略》 <u>（２）</u> 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） <u>（３）</u> 《省略》 ８～１０ 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
ア 利用者の安全およびケアの質の確保 イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修 (2) 介護機器を複数種類活用していること。 (3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 (4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。 (管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 第133条～第147条 《現行どおり》 (協力医療機関等) 第148条 《現行どおり》 <u>2</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護	(管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、または<u>同一敷地内に</u><u>ある</u>他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 第133条～第147条 《省略》 (協力医療機関等) 第148条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 <u>3</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 <u>4</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 <u>5</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 <u>6</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 <u>7</u> 《現行どおり》 (記録の整備) 第149条 《現行どおり》	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>2</u> 《省略》 (記録の整備) 第149条 《省略》

改正後	改正前
2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第137条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第139条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第147条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《現行どおり》 (準用) 第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、<u>第100条および第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護	2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第137条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第139条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第147条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《省略》 (準用) 第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで<u>および第100条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を

改正後	改正前
について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第151条 《現行どおり》 (従業者の員数) 第152条 《現行どおり》 2～7 《現行どおり》 8 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 病院 栄養士<u>または</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) (4) 《現行どおり》 9～17 《現行どおり》 第153条 《現行どおり》 (1)～(5) 《現行どおり》 (6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第154条～第166条 《現行どおり》 (緊急時等の対応) 第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152	有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第151条 《省略》 (従業者の員数) 第152条 《省略》 2～7 《省略》 8 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 病院 栄養士<u>もしくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) <u>または介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u> (4) 《省略》 9～17 《省略》 第153条 《省略》 (1)～(5) 《省略》 (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) 《省略》 2 《省略》 第154条～第166条 《省略》 (緊急時等の対応) 第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152

改正後	改正前
条第1項第1号に掲げる医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (管理者による管理) 第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等または本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第168条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 (6) 第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 (7) 第176条第3項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 第169条～第172条 《現行どおり》 (協力医療機関等) 第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす	条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 《改正後に新設》 (管理者による管理) 第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等または本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第168条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。 (6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (7) 第176条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置について記録すること。 第169条～第172条 《省略》 (協力病院等) 第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

改正後	改正前
<u>協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u> (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院	なければならない。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 6 《現行どおり》 第174条～第176条 《現行どおり》 (記録の整備) 第177条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第156条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第158条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《現行どおり》 (準用) 第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、<u>第60条の17第1項から第4項までおよび第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 《省略》 第174条～第176条 《省略》 (記録の整備) 第177条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第156条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第158条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《省略》 (準用) 第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15<u>および第60条の17第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

改正後	改正前
従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第179条～第187条 《現行どおり》 (勤務体制の確保等) 第188条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 6 《現行どおり》 第189条 《現行どおり》 (準用) 第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、	のは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第179条～第187条 《省略》 (勤務体制の確保等) 第188条 《省略》 2～4 《省略》 《改正後に新設》 5 《省略》 第189条 《省略》 (準用) 第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、

改正後	改正前
る規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第191条 《現行どおり》 (従業者の員数等) 第192条 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 7 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》	第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第191条 《省略》 (従業者の員数等) 第192条 《省略》 2～6 《省略》 7 《省略》 (1)～(3) 《省略》

改正後	改正前
《改正前を削る》 <u>(4)</u> 《現行どおり》 8～14 《現行どおり》 (管理者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3 《現行どおり》 第194条～第197条 《現行どおり》 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第198条 《現行どおり》 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話または必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。 (2)～(6) 《現行どおり》 <u>(7)</u> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、	<u>(4)</u> 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>(5)</u> 《省略》 8～14 《省略》 (管理者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができるものとする。 2～3 《省略》 第194条～第197条 《省略》 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第198条 《省略》 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うものとする。 (2)～(6) 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 <u>(8)～(12)</u> 《現行どおり》 第１９９条～第２０１条 《現行どおり》 （記録の整備） 第２０２条 《現行どおり》 ２ 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 第１９８条第６号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(5) 《現行どおり》 (6) 次条において準用する第２１条第２項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第２９条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第３９条第２項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第４１条第２項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (10) 《現行どおり》 （準用） 第２０３条 第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、	<u>(7)～(11)</u> 《省略》 第１９９条～第２０１条 《省略》 （記録の整備） 第２０２条 《省略》 ２ 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 第１９８条第６号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4)～(5) 《省略》 (6) 次条において準用する第２１条第２項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第２９条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第３９条第２項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第４１条第２項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (10) 《省略》 （準用） 第２０３条 第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、

改正後	改正前
第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条および第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第1項中「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 第204条 《現行どおり》	第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで<u>および第107条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第1項中「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 第204条 《省略》

(草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成30年草津市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （基本方針） 第3条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5～6 《現行どおり》 （従業者の員数） 第4条 《現行どおり》 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項および第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定</u>	第1条～第2条 《省略》 （基本方針） 第3条 《省略》 2～3 《省略》 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5～6 《省略》 （従業者の員数） 第4条 《省略》 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>またはその端数を増すごとに1とする。

改正後	改正前
<u>介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が</u> <u>44</u> またはその端数を増すごとに1とする。 <u>3</u> 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49またはその端数を増すごとに1とする。 （管理者） 第5条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容および手続の説明および同意） 第6条 《現行どおり》 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者またはその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	《改正後に新設》 （管理者） 第5条 《省略》 2～3 《省略》 (1) 《省略》 (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容および手続の説明および同意） 第6条 《省略》 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護</u>

改正後	改正前
<u>3</u> 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。 <u>4</u> ≪現行どおり≫ <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)～(2) ≪現行どおり≫ <u>6</u> ≪現行どおり≫ <u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、	<u>支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。 ≪改正後に新設≫ <u>3</u> ≪省略≫ <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)～(2) ≪省略≫ <u>5</u> ≪省略≫ <u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、

改正後	改正前
指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) 《現行どおり》 9 《現行どおり》 第7条～第14条 《現行どおり》 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(13) 《現行どおり》 (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供するものとする。	指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) 《省略》 8 《省略》 第7条～第14条 《省略》 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (3)～(13) 《省略》 (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。

改正後	改正前
(14) 《現行どおり》 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ 《現行どおり》 (15)～(25) 《現行どおり》 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。	(14) 《省略》 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。 《改正後に新設》 イ 《省略》 (15)～(25) 《省略》 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。

改正後	改正前
(27) 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第16条～第23条の2 《現行どおり》 (掲示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。 第25条～第30条 《現行どおり》 (記録の整備) 第31条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>(3)</u> 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 第18条<u>の規定による</u>本市への通知に係る記録 <u>(5)</u> 第28条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 第29条第2項<u>の規定による</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録 第32条～第33条 《現行どおり》	(27) 《省略》 2～3 《省略》 第16条～第23条の2 《省略》 (掲示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 《改正後に新設》 第25条～第30条 《省略》 (記録の整備) 第31条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(3)</u> 第18条<u>に規定する</u>本市への通知に係る記録 <u>(4)</u> 第28条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 第29条第2項<u>に規定する</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録 第32条～第33条 《省略》

(草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例の一部改正)

第3条 草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 （管理者） 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《現行どおり》 第8条～第9条 《現行どおり》 （利用定員等） 第10条 《現行どおり》 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）	第1条～第6条 《省略》 （管理者） 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 《省略》 第8条～第9条 《省略》 （利用定員等） 第10条 《省略》 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）

改正後	改正前
もしくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>の運営（<u>第45条第7項</u>および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 《現行どおり》 第12条～第32条 《現行どおり》 （掲示） 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）	もしくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）</u>の運営（<u>同条第7項</u>および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 《省略》 第12条～第32条 《省略》 （掲示） 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

改正後	改正前
を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3</u> 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。 第34条～第40条 《現行どおり》 (記録の整備) 第41条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3)</u> 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 第25条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 <u>(5)</u> 第37条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 <u>(7)</u> 《現行どおり》 第42条 《現行どおり》 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 《現行どおり》 (1)～(9) 《現行どおり》 <u>(10)</u> 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 《改正後に新設》 第34条～第40条 《省略》 (記録の整備) 第41条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 《改正後に新設》 <u>(3)</u> 第25条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 <u>(4)</u> 第37条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 <u>(6)</u> 《省略》 第42条 《省略》 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 《省略》 (1)～(9) 《省略》 《改正後に新設》

改正後			改正前		
ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (12)～(15) 《現行どおり》 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 2～3 《現行どおり》 第44条 《現行どおり》 (従業者の員数等) 第45条 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 6 《現行どおり》			《改正後に新設》 (10)～(13) 《省略》 (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 2～3 《省略》 第44条 《省略》 (従業者の員数等) 第45条 《省略》 2～5 《省略》 6 《省略》		
《現行どおり》	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護医療院	《現行どおり》	《省略》	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定す</u>	《省略》

改正後			改正前		
				る療養病床を有する診療所であるものに限る。) または介護医療院	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
7～13 《現行どおり》 (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。			7～13 《省略》 (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）</u>、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人		

改正後	改正前
2～3 《現行どおり》 第47条～第53条 《現行どおり》 (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 《現行どおり》 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的	<u>員、設備および運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)</u>第5条第1項に規定する<u>指定訪問介護事業者をいう。)</u>または<u>指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)</u>の指定を併せて受け、<u>一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>もしくは<u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができるものとする。 2～3 《省略》 第47条～第53条 《省略》 (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。 2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
に実施すること。 第55条～第64条 《現行どおり》 (利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) 第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 (記録の整備) 第65条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 次条において準用する第22条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《現行どおり》 第66条～第72条 《現行どおり》 (管理者)	第55条～第64条 《省略》 《改正後に新設》 (記録の整備) 第65条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 次条において準用する第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (8) 《省略》 第66条～第72条 《省略》 (管理者)

改正後	改正前
第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2～3 《現行どおり》 第74条～第79条 《現行どおり》 (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第81条～第83条 《現行どおり》 (協力医療機関等) 第84条 《現行どおり》 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった	第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。 2～3 《省略》 第74条～第79条 《省略》 (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 第81条～第83条 《省略》 (協力医療機関等) 第84条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 <u>3</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 <u>4</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 <u>5</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 <u>6</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 <u>7～8</u> 《現行どおり》 第85条 《現行どおり》 （記録の整備） 第86条 《現行どおり》	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>2～3</u> 《省略》 第85条 《省略》 （記録の整備） 第86条 《省略》

改正後	改正前
2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第77条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《現行どおり》 (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項および第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、<u>第62条および第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57	2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第77条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 (7) 《省略》 (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項および第40条第5項を除く。)、第57条、第60条<u>および第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介

改正後	改正前
条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第92条 《現行どおり》	介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第92条 《省略》

(草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年草津市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (従業者の員数) 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者) 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者で	第1条～第3条 《省略》 (従業者の員数) 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 《改正後に新設》 (管理者) 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない

改正後	改正前
なければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容および手続の説明および同意） 第6条 《現行どおり》 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者またはその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用	場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 （内容および手続の説明および同意） 第6条 《省略》 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 《改正後に新設》

改正後	改正前
者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。）の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。 <u>4～8</u> 《現行どおり》 第7条～第11条 《現行どおり》 （利用料等の受領） 第12条 《現行どおり》 <u>2</u> 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 <u>3</u> 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性および公正	<u>3～7</u> 《省略》 第7条～第11条 《省略》 （利用料等の受領） 第12条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性および公正

改正後	改正前
性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(3) 《現行どおり》 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章および第5章の規定（<u>第32条第29号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。 第15条～第22条の2 《現行どおり》 （掲示） 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。 第24条～第29条 《現行どおり》 （記録の整備） 第30条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》 ア～ウ 《現行どおり》 エ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価	性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（<u>平成11年厚生省令第36号</u>）第140条の6<u>第1項</u>第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(3) 《省略》 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章および第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 第15条～第22条の2 《省略》 （掲示） 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 《改正後に新設》 第24条～第29条 《省略》 （記録の整備） 第30条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 《省略》 ア～ウ 《省略》 エ 第32条第15号<u>に規定する</u>評価の

改正後	改正前
の結果の記録 オ 《現行どおり》 <u>(3)</u> 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 第17条の規定による市町村への通知に係る記録 <u>(5)</u> 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 第28条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第31条 《現行どおり》 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>(2)の2</u> 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 <u>(2)の3</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(15) 《現行どおり》 (16) 《現行どおり》 ア 少なくとも指定介護予防サービス等の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居宅	結果の記録 オ 《省略》 《改正後に新設》 <u>(3)</u> 第17条に規定する市町村への通知に係る記録 <u>(4)</u> 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 第28条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 第31条 《省略》 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (3)～(15) 《省略》 (16) 《省略》 ア 少なくとも指定介護予防サービス等の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>および指定介護予防サービス等の評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。 《改正後に新設》

改正後	改正前
を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ <u>利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援	《改正後に新設》 <u>イ</u> 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する

改正後	改正前
の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 オ 《現行どおり》 (17)～(28) 《現行どおり》 (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の３０の２第１項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。 第３３条～第３５条 《現行どおり》	指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ 《省略》 (17)～(28) 《省略》 《改正後に新設》 第３３条～第３５条 《省略》

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（重要事項の掲示にかかる経過措置）

第２条 この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、第１条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第３５条第３項（新地域密着型サービス基準条例第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条および第２０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第２条の規定による改正後の草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第２４条第３項（新指定居宅介護支援等基準条例第３２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第３条の規定による改正後の草津市指定地域密着型介護予防サービス

の事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第66条および87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体拘束等の適正化にかかる経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号および第198条第7号ならびに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置にかかる経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）および新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第 23 号

草津市漁港等管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市漁港等管理条例の一部を改正する条例

草津市漁港等管理条例（昭和61年草津市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、漁港（<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第2条の規定に基づく漁港をいう。）および舟だまり（同法および港湾法（昭和25年法律第218号）の適用を受けない法定外港湾をいう。）のうち市が管理するもの（以下これらを「市漁港等」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第21条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	（趣旨） 第1条 この条例は、漁港（<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第2条の規定に基づく漁港をいう。）および舟だまり（同法および港湾法（昭和25年法律第218号）の適用を受けない法定外港湾をいう。）のうち市が管理するもの（以下これらを「市漁港等」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第21条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 24 号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和３７年草津市条例第２０号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、草津市上水道事業（以下「上水道事業」という。）の給水についての料金および給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。） 第１６条の２第３項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 第２条～第４３条 《現行どおり》	（趣旨） 第１条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、草津市上水道事業（以下「上水道事業」という。）の給水についての料金および給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。） 第１６条の２第３項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 第２条～第４３条 《省略》

付 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議第 25 号

市道路線の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

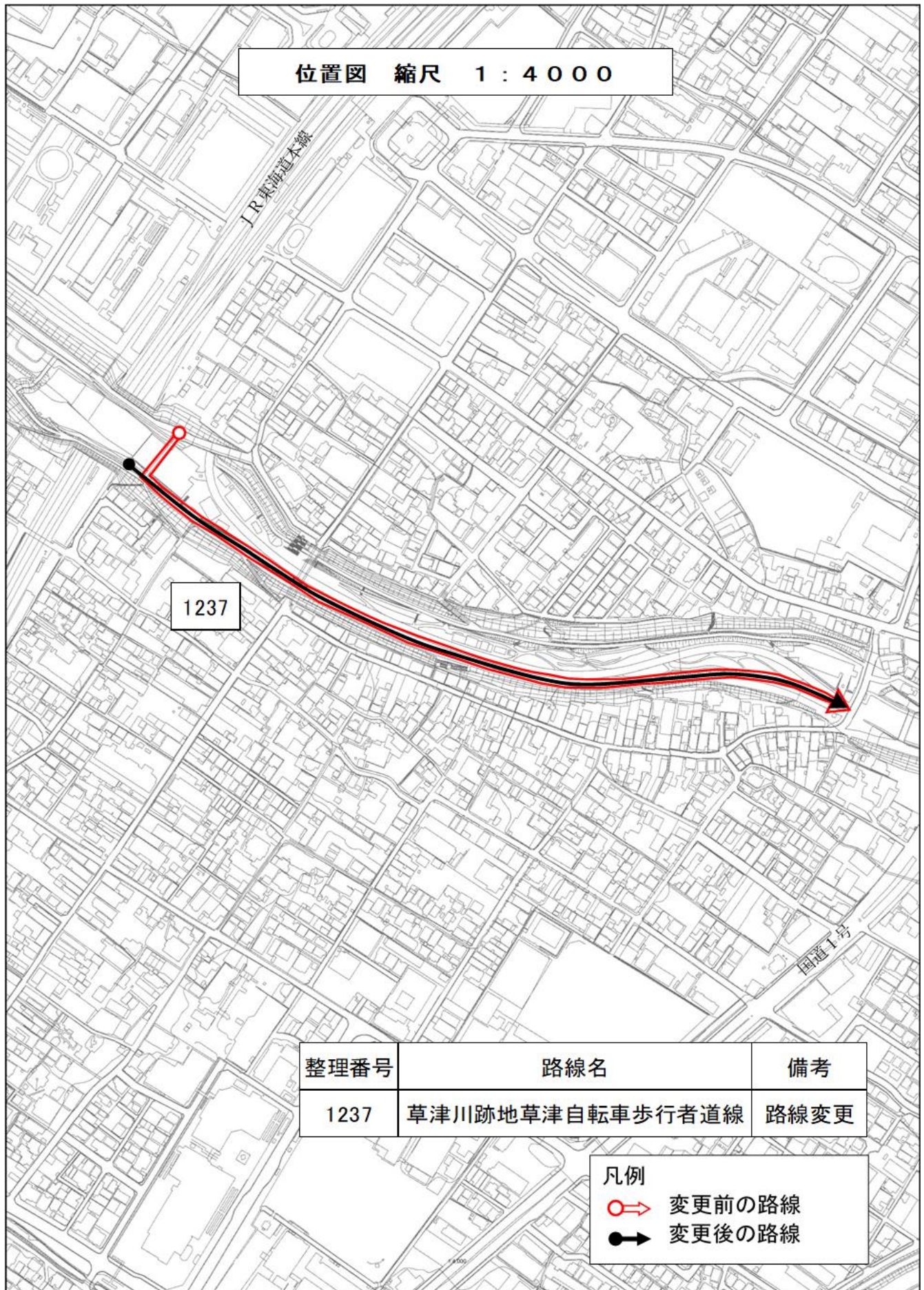
市道路線の変更につき議決を求めることについて

次のように市道路線を変更することにつき、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	変更後、変更前の起点・終点			重要な経過地
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	変更後	起点	草津市草津一丁目字射場ノ前	
			終点	草津市草津一丁目字東横町	
		変更前	起点	草津市大路一丁目字列草	
			終点	草津市草津一丁目字東横町	

位置図 縮尺 1 : 4 0 0 0



整理番号	路線名	備考
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	路線変更

凡例

-  変更前の路線
-  変更後の路線